長崎市挑戦型共同研究開発支援補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、新製品又は新技術の開発を促進し、新規事業分野への進出を支援するため、本市の地場企業等(個人を含む。)に対し、予算の定める範囲内において、長崎市挑戦型共同研究開発支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、長崎市補助金等交付規則(昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。(定義)
- 第2条 この要綱において「共同研究」とは、次条に規定する補助金の交付対象者と 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学又は高等専門学校(以 下「大学等」という。)とが共同で行う新製品又は新技術の開発研究であって、新 製品の販売又は新技術の実用化の可能性があるものをいう。

(補助金の交付対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象者は、共同研究を行い、又は行おうとする者で次に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) 市内に、事務所若しくは事業所を有する法人又は住所を有する個人
 - (2) 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)が、国、県、市等が行う類似の補助制度の適用を受けていないこと。

(補助対象事業等)

第4条 補助対象事業は、新製品又は新技術の開発を目的とした共同研究事業とし、 補助対象経費(消費税及び地方消費税に相当する額を除く)、補助率、補助限度額、 補助期間は、別表に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

- 第5条 規則第3条第1項に規定する市長が定める期日は、補助金の交付の申請をする日の属する年度の2月末日とする。
- 2 規則第3条第1項第1号及び第2号の書類は、補助事業(収支)計画書(第1号 様式)とする。
- 3 規則第3条第1項第5号の市長が必要と認める書類は、登記事項証明書(個人にあっては、住民票)とする。

4 補助対象事業のうち、複数年度にわたる共同研究事業については、毎年度、補助 金の交付の申請を行うものとする。

(交付の決定)

第6条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付の決定は、長崎市附属機関に関する条例(昭和28年長崎市条例第42号)に規定する長崎市産業技術審査会の審査を経て、これを行うものとする。

(補助の条件)

- 第7条 規則第5条第1項第4号の市長が必要と認める事項は、次に掲げるとおりと する。
 - (1) 補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び関係書類を備え、当該補助事業を行った年度の翌年度から5年間保存すること。
 - (2) 補助事業を支援するための助言又は指導に従うこと。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項に規定する別に定める期日は、規則第6条第1項の規定による通知を受領した日から起算して1月を経過した日とする。

(実績報告)

- 第9条 規則第12条に規定する期日は、補助事業を行った年度の翌年度の4月10 日とする。
- 2 規則第12条第1号に規定する収支決算書は、補助事業実施明細書(第2号様式)によるものとする。
- 3 規則第12条第2号のその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 共同研究に関する契約書等の写し
 - (2) 補助事業の実施を証する写真等
 - (3) 補助対象事業経費の支出を明らかにする書類

(補助金の交付)

第10条 補助金の交付は、規則第15条第1項ただし書の規定により概算払をすることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この要綱は、平成26年8月5日から施行する。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表 (第4条関係)

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間
共同研究に係る経費 (旅費、通信運搬費、 消耗品費、工具費等、 大学等とはすると 大学を実施を費り 外部委託に保いるが、 外部委託に保いるが、 外部のがは、 製等のとが、 製等のとが、 製等のというが、 製等のというが、 とは、 がのが、 、対のが、 、がのが、	2分の1(1,00 0円未満の端数は切 捨て)	1年につき2,000千円 (交付対象者が創業5年 以内の場合は1,000千 円とし、補助対象経費が1 00千円未満の場合は補 助対象としない。)	最長3年 (交付対象者 が創業5年以 内の場合は1 年)